



資料提供	
令和8年8月25日	
担当課 (担当)	農政企画課 小 谷
電 話	30-8303 (内線7560)

ツキノワグマによる食害の発生について

佐治町地内の果樹園において、ツキノワグマによる食害の痕跡が確認されました。

【概要】

- 1 令和8年8月24日（月）午後4時20分ごろ、佐治町総合支所へ発見者から「果樹園内で作業中、梨の食害を発見」した旨の連絡あり。
同日、職員等による現地確認実施、クマと思われる食害を発見。
梨被害 150 個程度（クマ以外の動物によるものを含む）。
- 2 同日、地元集落に注意喚起実施
- 3 令和8年8月25日（火）県クマ対策室による現地確認により、クマによる食害と判断。
- 4 同日、東部農林事務所、学校へ連絡。
- 5 音声告知端末にて注意喚起実施（8/25 13：00、19：55 予定）。
- 6 日ごろから下記の注意事項にご留意いただくとともに、もしもクマを目撃した場合は、
鳥取市役所（0857-22-8111）、または
佐治町総合支所（0858-71-1916）へご連絡ください。

※クマ出没の可能性があります、安全確保、また捕獲の支障になる可能性があるため、
現地での取材はお控えくださいますよう、お願いします。

【市民の皆様へ～ツキノワグマに注意しましょう～】

- 林の近くではクマが活発に行動する早朝や夕方の単独行動を避け、鈴やラジオなど音の出るものや適切なクマ撃退スプレーを携帯するなどの対策をとしましょう。
- クマの誘引物となるものを適切に管理しましょう。放置された果樹やペットフード、コンポスト、家庭菜園の作物、夜間に出されたゴミなどはクマの餌となるほか、イノシシやシカ、タヌキなどの野生鳥獣も引き寄せますので、しっかり管理をしてください。
- クマが潜みやすいヤブがある場合は、刈り取って、見通しを良くしましょう。
- クマと出会った際には、落ち着いて距離をとりましょう。至近距離で出会ってしまったら、両腕で顔面や頭部・首を覆い、直ぐにうつ伏せになるなど致命的なダメージを最小限にとどめる行動をとってください。
- クマを目撃したり、痕跡（足跡等）を発見したら、市役所農政企画課・各総合支所産業建設課が警察にお知らせください。

【参考】出沒箇所位置図（赤マル破線の箇所）



※現地の写真データについて、農政企画課へご要望いただきましたらご提供します。

被害にあった園内の様子①



被害にあった園内の様子②



被害にあった園内の様子③

